

「改正省エネ法」への対応にお困りではありませんか？

省エネ法関係の書類作成は

「四国電気保安協会」がサポートいたします！

書類作成にかかるお客さまのご負担を軽減するお手伝いをいたします。
さらに、エネルギー削減のお手伝いもいたします。



改正省エネ法では、平成22年4月から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が導入されます。規制対象となる事業者は、その対応準備として平成21年度からエネルギー使用量（熱と電気を合計）を把握する必要があります。

そして平成22年度からは毎年、事業者単位の中長期計画や定期報告書の提出をしなければなりません。（報告書様式や提出時期など詳細については、今後の政省令・告示で明らかになります。）

サポートの内容

※ご希望にあわせた業務内容とし、個別にお見積りいたします。

◎ エネルギー使用量把握支援

・事業場ごとの年間エネルギーの使用量把握から、報告書類作成までサポートいたします。

◎ 書類作成支援

① 「設備台帳」作成支援

・「設備台帳」の整備をサポートいたします。

② 「管理標準」作成支援

・判断基準に基づいた、実効性のある「管理標準」の作成をサポートいたします。

③ 「定期報告書」作成支援

・「定期報告書」の作成をサポートいたします。

④ 「中長期計画書」作成支援

・現状のエネルギー使用状況把握のための計測分析や省エネ提案を実施し、「中長期計画書」の作成をサポートいたします。



◎ 省エネコンサルティング

・保安管理業務を通じ、お客さま設備を熟知している当協会職員が、お客さまの省エネ目標達成のために、多角的なアドバイスや省エネ診断を実施いたします。

